

## はじめに

この「交通安全実施計画／実施結果」は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき策定された「平成25年度三重県交通安全実施計画」の推進結果を取りまとめたものです。

平成25年度は同法25条第1項の規定に基づき策定した第9次三重県交通安全計画（平成23年度～平成27年度）の3年目の折り返しの年にあたり各関係機関・団体に各種の施策や取組を積極的に推進していただきました。

その結果、交通事故死者数94人は、三重県が統計を取り始めた昭和29年以降最少の死者数を更新しましたが、第9次三重県交通安全計画において掲げた最終年の抑止目標「75人以下」の達成は、難しい状況があります。

一方、平成25年の交通事故死傷者数については、12,979人（前年比－403人）となり、各種交通安全施策の成果がうかがえ同計画の最終年の抑止目標「11,800人以下」の達成に向けて着実に減少しています。

交通事故全体の件数は、減少傾向にある一方、物損事故件数が増えており、平成22年から増加傾向にあります。その多くは、車の誤操作によるもの、わき見運転等前方不注視によるものが多く、昨今、追突事故が多発している要因とも関連しています。

県内の交通事故により、依然として1日当たり26.9件の人身事故が発生し、35.3人が負傷し、0.3人の尊い命が失われています。

こうした状況のなかで、県民を交通事故の脅威から守り、「安全かつ円滑・快適な交通社会の実現」を図ることは緊急かつ重要な課題であります。

このため、平成25年度の実施結果を踏まえつつ、今後も各機関が総力をあげて、毎年度の実施計画に盛り込まれた施策の推進に取り組むとともに、関係機関相互の連携を一層強め、総合的かつ効果的な施策を推進していきます。

また、県民や民間団体との連携・協力体制を強化し、家庭、学校、地域、職場などと一体となった幅広い取組を展開し、交通事故の抑止に努めます。